⑷　フィールドプログラマブルロジックデバイスであって、次のいずれかに該当するもの
ア　シングルエンド方式の最大デジタル入出力数が700を超えるもの
イ　シリアルトランシーバーの最大データ速度の総計が１秒当たり500ギガビット以上のもの
⑸　ニューラルネットワークを用いたもの
⑹　カスタム集積回路であって、次のいずれかに該当するもの
ア　端子数が1,500を超えるもの
イ　基本ゲート伝搬遅延時間が0.02ナノ秒未満のもの
ウ　動作周波数が３ギガヘルツを超えるもの
⑺　ダイレクト・デジタル・シンセサイザ（ＤＤＳ）集積回路であって、次のいずれかに該当するもの
ア　デジタルアナログ変換クロック周波数が3.5ギガヘルツ以上であって、デジタルアナログ変換分解能が10ビット以上12ビット未満のもの
イ　デジタルアナログ変換クロック周波数が1.25ギガヘルツ以上であって、デジタルアナログ変換分解能が12ビット以上のもの

49　マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　真空電子デバイスであって、次のいずれかに該当するもの
ア　進行波真空電子デバイスであって、次のいずれかに該当するもの
㋐　動作周波数が31.8ギガヘルツを超えるもの
㋑　フィラメントを加熱してから定格出力に達するまでの時間が３秒未満の熱陰極を有するもの
㋒　空胴結合形のものであって、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が７パーセントを超えるもの又は最大出力が2.5キロワットを超えるもの
㋓　ヘリックス形、折り返し導波管形又は蛇行導波管回路形のものであって、次のいずれかに該当するもの
ａ　１オクターブを超える瞬時帯域幅を有するものであって、キロワットで表した場合の平均出力の数値にギガヘルツで表した場合の動作周波数の数値を乗じて得た数値が0.5を超えるもの
ｂ　１オクターブ以下の瞬時帯域幅を有するものであって、キロワットで表した場合の平均出力の数値にギガヘルツで表した場合の動作周波数の数値を乗じて得た数値が１を超えるもの
ｃ　宇宙用に設計したもの
ｄ　グリッド式電子銃を有するもの
㋔　瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセント以上のものであって、次のいずれかを有するもの
ａ　環状電子ビーム
ｂ　非軸対称電子ビーム
ｃ　複数電子ビーム
イ　クロスフィールド増幅真空電子デバイスであって、その利得が17デシベルを超えるもの
ウ　真空電子デバイスに使用するように設計した熱電子陰極であって、定格動作状態での放射電流密度が５アンペア毎平方センチメートルを超えるもの又は定格動作状態でのパルス放射電流密度が10アンペア毎平方センチメートルを超えるもの
エ　デュアルモードで操作可能なもの

⑵　モノリシックマイクロ波集積回路（増幅器以外の用途（電気通信、レーダー又は自動車に供するものを含む。）のために特に設計したものを除く。）を用いた増幅器であって、次のいずれかに該当するもの（次に掲げる周波数帯域のうち、２以上の周波数帯域にまたがって作動するものについては、これらのうちピーク飽和出力値の最も低い値を制限値とする。）
ア　動作周波数が2.7ギガヘルツ超6.8ギガヘルツ以下であって、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が15パーセントを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの
㋐　動作周波数が2.7ギガヘルツ超2.9ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が75ワット（48.75ディービーエム）を超えるもの
㋑　動作周波数が2.9ギガヘルツ超3.2ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が55ワット（47.4ディービーエム）を超えるもの
㋒　動作周波数が3.2ギガヘルツ超3.7ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が40ワット（46ディービーエム）を超えるもの
㋓　動作周波数が3.7ギガヘルツ超6.8ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が20ワット（43ディービーエム）を超えるもの
イ　動作周波数が6.8ギガヘルツ超16ギガヘルツ以下であって、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセントを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの
㋐　動作周波数が6.8ギガヘルツ超8.5ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が10ワット（40ディービーエム）を超えるもの
㋑　動作周波数が8.5ギガヘルツ超16ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が５ワット（37ディービーエム）を超えるもの
ウ　動作周波数が16ギガヘルツ超31.8ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が３ワット（34.77ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセントを超えるもの
エ　動作周波数が31.8ギガヘルツ超37ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が0.1ナノワット（マイナス70ディービーエム）を超えるもの
オ　動作周波数が37ギガヘルツ超43.5ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が1.0ワット（30ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセントを超えるもの
カ　動作周波数が43.5ギガヘルツ超75ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が31.62ミリワット（15ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセントを超えるもの
キ　動作周波数が75ギガヘルツ超90ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が10ミリワット（10ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が５パーセントを超えるもの
ク　動作周波数が90ギガヘルツを超え、ピーク飽和出力値が0.1ナノワット（マイナス70ディービーエム）を超えるもの
⑶　マイクロ波用ディスクリートトランジスタであって、次のいずれかに該当するもの（次に掲げる周波数帯域のうち、２以上の周波数帯域にまたがって作動するものについては、これらのうちピーク飽和出力値の最も低い値を制限値とする。）
ア　動作周波数が2.7ギガヘルツ超6.8ギガヘルツ以下であって、次のいずれかに該当するもの
㋐　動作周波数が2.7ギガヘルツ超2.9ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が400ワット（56ディービーエム）を超えるもの
㋑　動作周波数が2.9ギガヘルツ超3.2ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が205ワット（53.12ディービーエム）を超えるもの
㋒　動作周波数が3.2ギガヘルツ超3.7ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が115ワット（50.61ディービーエム）を超えるもの
㋓　動作周波数が3.7ギガヘルツ超6.8ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が60ワット（47.78ディービーエム）を超えるもの